

## 「タクシー街頭営業ハンドブック」刊行!!

このたび、東京タクシーセンターでは、東京 23 区・武蔵野市、三鷹市で適正営業に従事されているタクシー運転者の皆様に向けた「タクシー街頭営業ハンドブック」を令和 6 年 2 月 29 日(木)に刊行いたしました。

関係法令や業界の特殊なルール、自主規制等を遵守され、適正な営業を行うために「この場合はどうすれば？」等、悩んでしまう出来事があると思います。

そんなタクシー運転者の皆様の一助になればと、法令関係については、事例を挙げてQ&A方式により解説付きで紹介しています。また、タクシー乗り場等適正運営推進制度や自主規制等の掲載。車椅子の乗車完了までサポート出来るように乗車手順を掲載(二次元コードを使用して動画を閲覧することもできる)しております。

法人タクシー事業者宛には保有車両数分を、個人タクシー事業者には事業者数分を順次無償配布いたします。

### タクシー街頭営業 ハンドブック

公益財団法人東京タクシーセンター

#### 接客関係

旅客自動車運送事業運輸規則第2条 (P85参照) に、「旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ迅速に運輸を遂行するように努めなければならない。」と定められています。

また、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2 (P85参照) にも、「旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。」と定められています。

法令を遵守していただかないと『乱暴運転』、『迂回走行』及び『接客不良』に該当します。

【安全、確実】 = 目的地、経路等をよく確認し、安全運転でお客様を目的地までお送りすることで、回り道をしたり、途中でお客様を降車させたりすることがないようにすること。

【迅速】 = 適切な経路(最短コース)で送ること。

【公平かつ懇切】 = 申し込みの順序に従って乗車を引受け、対応は丁寧に行い、決して身なりや服装などで差別的取扱いをしないこと。



- 14 -

【表紙イメージ】

【内容イメージ】

〈問合せ先〉 公益財団法人 東京タクシーセンター



指導部 苦情調査室 電話：03-3648-2588  
総務部 企画広報課 電話：03-3648-9036